

令和 4 年

上尾市議会 1 2 月定例会議案

情報提供用

個人情報が掲載されている議案については、当該個人情報に係る部分を省略し、又は加工しているため、内容の一部、ページ番号又は目次が議案書の原本と異なっている場合があります。

議 案 名

議案第 78 号	令和 4 年度上尾市一般会計補正予算（第 1 1 号）……………別冊	
議案第 79 号	令和 4 年度上尾市国民健康保険特別会計補正予算（ 第 2 号）……………別冊	
議案第 80 号	令和 4 年度上尾市水道事業会計補正予算（第 1 号）……………別冊	
議案第 81 号	令和 4 年度上尾市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）……………別冊	
議案第 82 号	上尾市個人情報保護に関する法律施行条例の制定 について……………	1
議案第 83 号	上尾市西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運 営事業事業者選定委員会条例の一部を改正する条例 の制定について……………	7
議案第 84 号	上尾市職員の定年等に関する条例等の一部を改正す る等の条例の制定について……………	8
議案第 85 号	上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の 任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する 条例の制定について……………	3 1
議案第 86 号	市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改 正する条例の制定について……………	3 7
議案第 87 号	上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 9
議案第 88 号	上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の 制定について……………	4 1
議案第 89 号	上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数 料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	4 2
議案第 90 号	伊奈町から消防事務の委託を受けることに伴う関係 条例の整備に関する条例の制定について……………	4 4
議案第 91 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	5 1
議案第 92 号	公の施設の指定管理者の指定について……………	5 2
議案第 93 号	上尾伊奈資源循環組合規約に関する協議について……………	5 3
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求 めることについて……………	5 8
諮問第 2 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求	

	めることについて……………	5 9
諮問第 3 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求	
	めることについて……………	6 0

議案第 82 号

上尾市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
上尾市個人情報の保護に関する法律施行条例を次のように定める。

令和 4 年 12 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 30 条第 1 項又は第 31 条第 1 項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業の管理者の権限を行う市長及び消防長をいう。

2 前項に規定するもののほか、この条例において使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成 15 年政令第 507 号。第 5 条第 2 項において「令」という。）において使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第 3 条 開示請求書には、法第 77 条第 1 項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第 4 条 実施機関が開示決定等をする場合における法第 83 条第 1 項及び第 84 条の規定の適用については、同項中「30 日」とあるのは「14 日」と、同条中「60 日」とあるのは「44 日」と、「前条」とあるのは「上尾市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年上尾市条例第 号）第 4 条の規定により読み替えて適用する前条」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第 5 条 法第 89 条第 2 項の規定により納めなければならない手数料の額は、無料とする。

2 法第87条第1項の規定による写しの交付（開示される保有個人情報電磁的記録に記録されている場合において実施機関が定める開示の実施の方法として複製したもの又は出力したものの交付が定められているときは、複製したもの又は出力したものの交付。以下この項において同じ。）により保有個人情報の開示を受ける者は、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。当該写しの交付を令第28条第4項の規定により送付により受ける場合における当該送付に要する費用についても、同様とする。

（訂正請求の手続）

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（利用停止請求の手続）

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

（審議会への諮問）

第8条 実施機関は、次のいずれかに該当するときは、上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成12年上尾市条例第10号）第1条の規定に基づき設置する上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又はこの条例を廃止しようとするとき。
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとするとき。
- (3) 実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとするとき。
- (4) その他法第3章第3節の施策を講ずる場合であつて、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき。

（実施状況の公表）

第9条 市長は、毎年1回、法及びこの条例による個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

（委任）

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(上尾市個人情報保護条例の廃止)

第2条 上尾市個人情報保護条例（平成11年上尾市条例第31号）は、廃止する。

(上尾市個人情報保護条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 次に掲げる者に係る前条の規定による廃止前の上尾市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）第12条の2の規定によるその業務に関して知り得た旧条例第2条第2号に規定する個人情報（以下「旧個人情報」という。）の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

- (1) この条例の施行の際、現に旧条例第2条第1号に規定する実施機関（以下「旧実施機関」という。）の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者のうち、この条例の施行前において旧個人情報の取扱いに従事していた者
- (2) この条例の施行の際、現に旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事している者又はこの条例の施行前において旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務に従事していた者
- (3) この条例の施行の際、現に指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）が行う公の施設の管理の業務（以下この号において「指定管理業務」という。）に従事している者又はこの条例の施行前において指定管理業務に従事していた者

2 この条例の施行の日前に旧条例第13条（第23条第3項において準用する場合を含む。）又は第23条第1項若しくは第2項の規定による請求がされた場合における旧条例第2条第4号に規定する保有個人情報（以下「旧保有個人情報」という。）の開示（これに係る手数料を含む。）、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

3 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、この条例の施行前において旧実施機関が保有していた個人の秘密に属する事項が記録された旧条例第2条第8号に規定する個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）をこの条例の施行後に提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(1) この条例の施行の際、現に旧実施機関の職員である者又はこの条例の施行前において旧実施機関の職員であった者

(2) 第1項第2号及び第3号に掲げる者

4 前項各号に掲げる者が、その業務に関して知り得たこの条例の施行前において旧実施機関が保有していた旧保有個人情報をこの条例の施行後に自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

5 旧条例の廃止前にした旧条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（上尾市情報公開条例の一部改正）

第4条 上尾市情報公開条例（平成11年上尾市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「起算して15日」を「14日」に改める。

第13条中「起算して45日」を「44日」に改める。

（上尾市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

第5条 上尾市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成12年上尾市条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「上尾市個人情報保護条例（平成11年上尾市条例第31号）第31条第1項の規定に基づく」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。第6条第1項及び第5項において「法」という。）第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項の規定による」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（定義）

第1条の2 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、水道事業の管理者の権限を行う市長及び消防長をいう。

第6条第1項を次のように改める。

審査会は、必要があると認めるときは、実施機関に対し、上尾市情報公開条例第11条各項の決定（以下「公開決定等」という。）（議会に係るものを除く。）に係る行政文書又は法第82条各項の決定、法第93条各項の決定若しくは法第101条各項の決定に係る保有個人情報の提示を求めることができる。

第6条第4項中「第1項」の次に「、第2項」を加え、「実施機関」を「実施機関等」に改め、同項を同条第6項とし、同条第3項中「実施機関」を「実施機関等」に、「開示決定等若しくは訂正決定等」を「法第82条各項の決定、法第93条各項の決定若しくは法第101条各項の決定」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「実施機関」の次に「及び議会（次項及び第6項において「実施機関等」という。）」を加え、「前項」を「第1項又は第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 審査会は、必要があると認めるときは、議長に対し、公開決定等（議会に係るものに限る。）に係る行政文書の提示を求めることができる。

3 前2項の場合において、何人も、審査会に対し、その提示された行政文書の公開及び保有個人情報の開示を求めることができない。

第9条中「第6条第1項」の次に「又は第2項」を加え、「同条第4項」を「同条第6項」に改める。

第10条第1項中「第6条第3項若しくは第4項」を「第6条第5項若しくは第6項」に改める。

（上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会条例の一部改正）

第6条 上尾市情報公開・個人情報保護運営審議会条例（平成12年上尾市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「上尾市個人情報保護条例（平成11年上尾市条例第31号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

第2条第1項中「実施機関（）」を削り、「上尾市個人情報保護条例第2条第1号」を「上尾市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 年上尾市条例第 号）第2条第1項」に改め、「をいう。以下同じ。）」を削り、同項第1号中「及び上尾市個人情報保護条例」を「第27条第2項」

に改め、「により」の次に「同条例第 2 条第 1 号に規定する」を加え、同項中第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 上尾市個人情報の保護に関する法律施行条例第 8 条の規定により同条例第 2 条第 1 項に規定する実施機関が審議会に諮問することができるとされた事項

第 2 条中第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とする。

第 7 条中「関係実施機関の」を削る。

(上尾市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部改正)

第 7 条 上尾市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成 17 年上尾市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 5 号中「上尾市個人情報保護条例（平成 11 年上尾市条例第 31 号）第 2 条第 2 号」を「個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項」に改める。

提案理由

個人情報の保護に関する法律の一部改正に伴い、同法の施行に関し必要な事項を定めたいので、この案を提出する。

議案第 83 号

上尾市西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業事業者選定委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業事業者選定委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業事業者選定委員会条例の一部を改正する条例

上尾市西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業事業者選定委員会条例（令和 4 年上尾市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「令和 5 年 3 月 3 1 日」を「令和 5 年 7 月 3 1 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

上尾市西貝塚環境センターの基幹的設備改良・整備運営事業に係る事業者の選定の状況を踏まえ、上尾市西貝塚環境センター基幹的設備改良・整備運営事業事業者選定委員会の設置期限を延長したいので、この案を提出する。

議案第 84 号

上尾市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の制定
について

上尾市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例を次のよう
に定める。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例
(上尾市職員の定年等に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾市職員の定年等に関する条例(昭和 59 年上尾市条例第 3 号)
の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 定年制度(第 2 条—第 5 条)

第 3 章 管理監督職勤務上限年齢制(第 6 条—第 11 条)

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制(第 12 条)

第 5 章 雑則(第 13 条)

附則

第 1 章 総則

第 1 条中「) 第 28 条の 2 第 1 項から第 3 項まで及び第 28 条の 3」を
「。以下「法」という。) 第 22 条の 4 第 1 項及び第 2 項、第 28 条の 2、
第 28 条の 5、第 28 条の 6 第 1 項から第 3 項まで並びに第 28 条の 7」
に改め、同条の次に次の章名を付する。

第 2 章 定年制度

第 3 条中「60 年」を「65 年」に改める。

第 4 条を次のように改める。

(定年による退職の特例)

第 4 条 任命権者は、定年に達した職員が第 2 条の規定により退職すべき
こととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条
の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して 1

年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため、引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第1項又は第2項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条に規定する職をいう。以下この項及び次項並びに次章において同じ。）を占めている職員については、第9条第1項又は第2項の規定により当該異動期間を延長した場合であって、引き続き勤務させることについて市長の承認を得たときに限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない。

3 任命権者は、第1項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

4 任命権者は、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員

及び第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。

5 前各項の規定を実施するために必要な手続は、規則で定める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、上尾市職員の給与に関する条例(昭和30年上尾市条例第14号)第12条の2第1項に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等(以下この章において「他の職への降任等」という。)を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任(降給を伴う転任に限る。)(以下この条及び第10条において「降任等」という。)をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力(次条第3項において「標準職務遂行能力」という。)及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に、降任等をする事。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属する職に、降任等をする事。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員(以下この号において「上位職職員」という。)

他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に、降任等を行うこと。

(管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- (1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- (3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、第1項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。
- 4 任命権者は、第1項若しくは第2項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第2項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができることを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前3項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、市長の承認を得て、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

- 第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第3項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第4章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職(臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。)をした者(以下この条において「年齢60年以上退職者」という。)を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職(当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条において同じ。)に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。)を経過した者であるときは、この限りでない。

第5章 雑則

(雑則)

第13条 この条例の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の2項を加える。

(定年に関する経過措置)

2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのはそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年

(情報の提供及び勤務の意思の確認)

- 3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員を除く。以下同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては、当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては、当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 上尾市職員の給与に関する条例（昭和30年上尾市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第4条第6項及び第8項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第12項を次のように改める。

- 12 地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第2項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年上尾市条例第15号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗

じて得た額とする。

第4条の2を削る。

第10条の2第1項第1号中「以下」の次に「この項及び次項において」を加え、同項第2号中「以下」の次に「この条において」を加え、同条第2項第1号中「算出したその者」を「算出した当該職員」に改め、「相当する額（以下）の次に「この号において」を加え、同号ただし書中「以下」の次に「この号及び第3号において」を加え、「その者」を「当該職員」に改め、同項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同項第3号中「その者」を「当該職員」に改める。

第12条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「（第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第5項中「場合は」を「場合には」に改める。

第15条第2項を次のように改める。

2 前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員の勤務1時間当たりの給与額は、市規則で定める。

第16条の2第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の5第1項中「この条」を「この項」に、「その者」を「当該職員」に改め、同条第2項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第16条の7の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第7条の2」を「第4条第3項、第4項及び第6項から第11項まで、第7条の2」に、「及び」を「並びに」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び8項を加える。

（定年に関する経過措置）

14 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第16項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第4条第2項の規定に

より当該職員の属する職務の級並びに同条第3項、第4項、第7項及び第8項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。

15 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
- (2) 上尾市職員の定年等に関する条例（昭和59年上尾市条例第3号）第9条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間（同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された同条例第6条に規定する職を占める職員
- (3) 上尾市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員（同条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

16 地方公務員法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第18項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（市規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第14項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

17 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適

用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第4条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

- 18 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第14項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第16項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 19 附則第16項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第14項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 20 附則第16項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第9条の2第2項及び第16条の2第5項（第16条の5第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、第9条の2第2項中「給料、」とあるのは「給料の月額と附則第16項、第18項又は第19項の規定により支給される給料の額との合計額と」と、第16条の2第5項中「給料の月額」とあるのは「給料の月額と附則第16項、第18項又は第19項の規定により支給される給料の額との合計額」とする。
- 21 附則第14項から前項までに定めるもののほか、附則第14項の規定による給料月額、附則第16項の規定による給料その他附則第14項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

別表第1再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

務定 職年 員前 再 任		基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額	基準給 料月額
--------------------------	--	------------	------------	------------	------------	------------	------------	------------

用 短 時 間 勤	円	円	円	円	円	円	円
	215,200	255,200	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

(上尾市職員の分限に関する条例の一部改正)

第3条 上尾市職員の分限に関する条例（昭和30年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「をいう」を「をいい、法第28条の2第1項の規定による降給（同項本文の規定による他の職への転任により現に属する職務の級より同一の給料表の下位の職務の級に分類されている職務を遂行することとなった場合において、職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。）を除く」に改め、「降任」の次に「（法第28条の2第1項の規定による降任を除く。第3条及び第7条において同じ。）」を加える。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（降給に関する経過措置）

- 2 当分の間、上尾市職員の給与に関する条例（昭和30年上尾市条例第14号）附則第14項の規定による措置については、法第27条第2項の規定による降給とみなして、次項の規定を適用する。
- 3 前項の措置の適用を受ける職員には、任命権者が定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

(上尾市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 上尾市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和30年上尾市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を、「給料の額」の次に「。以下この条において同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料月額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(上尾市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第5条 上尾市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和45年上尾市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第6条第1号中「道路（以下）」の次に「この号及び第3号において」を加え、「料金（以下）」を「料金（第3号において）」に改め、同条第2号中「以下」の次に「この号及び次号において」を加える。

第17条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（定年に関する経過措置）

2 当分の間、技能労務職員が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該技能労務職員の給料月額については、上尾市職員の給与に関する条例（昭和30年上尾市条例第14号）附則第14項の規定の例により市長が別に定める。

（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正）

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成3年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項及び第28条の6第1項の規定により採用される職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 上尾市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職（同条例第6条に規定する職をいう。）を占める職員

（上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

第7条 上尾市職員の育児休業等に関する条例（平成4年上尾市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 上尾市職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により同条第 1 項に規定する異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。第 7 条第 3 号において同じ。）を延長された管理監督職（同条例第 6 条に規定する職をいう。第 7 条第 3 号において同じ。）を占める職員
第 7 条に次の 1 号を加える。

(3) 上尾市職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により同条第 1 項に規定する異動期間を延長された管理監督職を占める職員

第 1 4 条の表第 1 0 条の 2 第 2 項第 2 号の項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表第 1 2 条第 4 項の項を削り、同表第 1 2 条第 5 項の項中「上尾市職員の育児休業等に関する条例」の次に「（平成 4 年上尾市条例第 1 9 号）」を加える。

第 1 5 条第 2 号中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第 1 6 条第 1 項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

（給与条例附則第 1 4 項の規定が適用される育児短時間勤務職員等に関する読替え）

4 育児短時間勤務職員等に対する給与条例附則第 1 4 項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）に勤務時間条例第 2 条第 2 項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

（上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

第 8 条 上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 7 年上尾市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項中「第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項又は第 2 8 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に、「同法第 2 8 条の 5 第 1 項に」を「同項に」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年

前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第12条第1項第1号、第14条第2項第6号の2、第6号の3、第15号及び第15号の2並びに第19条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への上尾市職員の派遣に関する条例の一部改正)

第9条 公益的法人等への上尾市職員の派遣に関する条例(平成13年上尾市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項」に改め、同項第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 上尾市職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を含む。)を延長された管理監督職(同条例第6条に規定する職をいう。)を占める職員

(上尾市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 上尾市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年上尾市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第11条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年上尾市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第10条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第6項中「第10条の2第2項第2号中「再任用短時間勤務職員」を「第10条の2第2項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第12条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「第12条第2項中「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、「と、給与条例第16条の6第1項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「任期付短時間勤務職員」」を削る。

(上尾市職員の再任用に関する条例の廃止)

第12条 上尾市職員の再任用に関する条例（平成13年上尾市条例第43号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第9条の規定は、公布の日から施行する。

（上尾市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う勤務延長に関する経過措置）

第2条 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第1条の規定による改正前の上尾市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第1条の規定による改正後の上尾市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、市長の承認を得て、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない。

2 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第3条に規定する定年）を超える職（基準日における新定年条例定年が新定年条例第3条に規定する定年である職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項

の規定、地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号。以下「令和３年改正法」という。）附則第３条第５項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例第３条に規定する定年）に達している職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

3 新定年条例第４条第３項から第５項までの規定は、第１項の規定による勤務について準用する。

（上尾市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年退職者等の再任用に関する経過措置）

第３条 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢６５年に達する日以後における最初の３月３１日（以下この条及び次条において「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（旧定年条例第３条に規定する定年をいう。以下同じ。）（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日前に旧定年条例第２条の規定により退職した者

(2) 旧定年条例第４条第１項若しくは第２項、令和３年改正法附則第３条第５項又は前条第１項の規定により勤務した後退職した者

2 令和１４年３月３１日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

(1) 施行日以後に新定年条例第２条の規定により退職した者

(2) 施行日以後に新定年条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務した後退職した者

(3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「新地方公務員法」という。）第22条の4第3項に規定する任期が満了したことにより退職した者

3 前2項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、当該任期の末日は、前2項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

4 暫定再任用職員（第1項若しくは第2項又は次条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下この項及び次項において同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の人事評価における勤務成績その他勤務の状況を示す事実に基づき良好である場合に行うことができる。

5 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

第4条 任命権者は、新地方公務員法第22条の4第4項の規定にかかわらず、前条第1項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職（新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。）に係る旧定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢）をいう。）に達している者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

2 令和14年3月31日までの間、任命権者は、新地方公務員法第22条

の4第4項の規定にかかわらず、前条第2項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にある者であって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第8条において同じ。）に達している者（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

3 前2項の場合においては、前条第3項から第5項までの規定を準用する。
（令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職及び年齢）

第5条 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 令和3年改正法附則第8条第3項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例第3条に規定する定年に準じた当該職に係る年齢とする。

（令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職及び年齢）

第6条 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職
- (2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 令和3年改正法附則第4条から第7条までの規定が適用される場合における令和3年改正法附則第8条第4項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第22条の4第4項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の

職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

第7条 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職は、次に掲げる職のうち、当該職が基準日（附則第3条及び第4条の規定が適用される間における各年の4月1日（施行日を除く。）をいう。以下この条において同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超える職とする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

2 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

3 令和3年改正法附則第8条第5項の条例で定める職員は、第1項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

(上尾市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置)

第8条 任命権者は、基準日（令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この条において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職（基準日における新定年条例定年相当年齢が新定年条例第3条に規定する定年である短時間勤務の職に限る。）及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職（以下この条において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第12条に規定する年齢60年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後基

準日以後に退職をした者を含む。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している者を、新定年条例第12条の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、同条の規定により採用された職員(以下この条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達している定年前再任用短時間勤務職員を、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

第9条 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第10条 第2条の規定による改正後の上尾市職員の給与に関する条例(以下この条において「新給与条例」という。)附則第14項から第21項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 暫定再任用職員(短時間勤務の職を占める暫定再任用職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。))を除く。以下この項及び次項において同じ。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項に規定する育児短時間勤務をしている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、第4項に規定する新勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該暫定再任用職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職

員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第3条第1項の給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第4条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、第8条の規定による改正後の上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（附則第12条において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

- 5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第10条の2第2項及び第12条第2項の規定を適用する。
- 6 暫定再任用短時間勤務職員の勤務1時間当たりの給与額は、新給与条例第15条第1項の規定にかかわらず、当該暫定再任用短時間勤務職員と同じ職務の級に在級する暫定再任用職員のうち、暫定再任用短時間勤務職員以外の者について同項の規定に基づいて算定される勤務1時間当たりの給与額と同じ額とする。
- 7 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第16条の2第3項の規定を適用する。
- 8 新給与条例第16条の5第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第1号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び上尾市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 年上尾市条例第 号）附則第3条第4項に規定する暫定再任用職員（次号において「暫定再任用職員」という。）」と、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員」とする。
- 9 新給与条例第4条第3項、第4項及び第6項から第11項まで、第7条の2から第9条まで並びに第9条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

（上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第11条 暫定再任用短時間勤務職員は、第7条の規定による改正後の上尾

市職員の育児休業等に関する条例（以下この条において「新育児休業条例」という。）第15条第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、新育児休業条例の規定を適用する。

（上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第12条 暫定再任用短時間勤務職員は、新勤務時間条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

（公益的法人等への上尾市職員の派遣に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第13条 暫定再任用職員に対する第9条の規定による改正後の公益的法人等への上尾市職員の派遣に関する条例第2条第2項第1号の規定の適用については、同号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項の規定により採用される職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員」とする。

2 暫定再任用短時間勤務職員に対する第9条の規定による改正後の公益的法人等への上尾市職員の派遣に関する条例第2条第2項第2号の規定の適用については、同号中「地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」とあるのは、「地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員のうち、地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員」とする。

（委任）

第14条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の定年年齢を引き上げるとともに、当該引上げに係る関係条例の整備を行いたいので、この案を提出する。

議案第 85 号

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市職員の給与に関する条例及び上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾市職員の給与に関する条例（昭和 30 年上尾市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条の 5 第 2 項第 1 号中「100 分の 95」を「100 分の 105」に改め、同項第 2 号中「100 分の 45」を「100 分の 50」に改める。

別表第 1 を次のように改める。

別表第 1（第 3 条関係）

給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	150,100	234,400	263,700	291,600	300,500	329,700	359,200
	2	151,200	236,000	266,000	293,900	303,100	332,200	362,300
	3	152,400	237,500	268,300	296,200	305,700	334,700	365,400
	4	153,500	239,000	270,600	298,500	308,300	337,200	368,500
	5	154,600	240,300	272,700	300,800	310,900	339,500	371,600
	6	155,700	241,900	275,000	303,100	313,500	342,000	374,700
	7	156,800	243,400	277,300	305,400	316,100	344,500	377,800
	8	157,900	244,900	279,600	307,700	318,700	347,000	380,900
	9	158,900	246,000	281,700	310,000	321,300	349,300	384,000

再任用職員以外の職員

10	160,300	247,500	284,000	312,300	323,900	351,800	387,100
11	161,600	249,000	286,300	314,600	326,500	354,300	390,200
12	162,900	250,300	288,600	316,900	329,100	356,800	393,300
13	164,100	251,800	290,700	319,200	331,700	359,100	396,400
14	165,600	253,000	292,900	321,400	334,300	361,600	399,500
15	167,100	254,300	295,000	323,700	336,900	364,100	402,600
16	168,700	255,500	297,000	325,900	339,500	366,600	405,700
17	169,800	256,800	298,800	328,100	342,100	368,900	408,800
18	171,200	258,200	300,800	330,100	344,700	371,400	411,900
19	172,600	259,600	302,600	332,300	347,300	373,900	415,000
20	174,000	261,100	304,200	334,500	349,900	376,400	418,100
21	175,300	262,700	306,100	336,400	352,500	378,700	421,200
22	177,800	264,400	308,400	338,600	355,100	381,200	424,300
23	180,300	266,000	310,600	340,600	357,700	383,700	427,400
24	182,800	267,600	312,900	342,800	360,300	386,200	430,500
25	185,200	269,400	315,000	344,600	362,900	388,500	433,600
26	186,900	271,200	317,100	346,600	365,500	391,000	436,700
27	188,500	272,900	319,300	348,600	367,900	393,500	439,800
28	190,200	274,600	321,400	350,600	370,500	396,000	442,900
29	191,700	276,200	323,300	352,300	372,400	398,300	446,000
30	193,400	277,900	325,300	354,300	374,900	400,800	449,100
31	195,200	279,700	327,300	356,100	377,200	403,300	452,200
32	196,900	281,200	329,300	358,000	379,700	405,800	455,300
33	198,500	282,400	331,000	359,900	382,100	408,100	458,400
34	200,300	284,100	333,100	361,800	384,800	410,500	461,500
35	202,100	285,700	335,100	363,800	387,400	413,000	464,500
36	203,900	287,400	337,200	365,700	390,100	415,400	467,500
37	205,400	289,000	338,600	367,700	392,500	417,300	470,500
38	207,200	290,700	340,500	369,600	394,800	419,600	473,500
39	209,000	292,500	342,400	371,600	397,000	421,700	476,500

40	210,800	294,300	344,300	373,600	399,400	423,900	479,600
41	212,400	295,800	345,900	375,100	401,200	425,900	482,300
42	214,200	297,500	347,800	376,900	403,200	428,000	485,400
43	216,000	299,000	349,700	378,700	405,100	430,100	488,400
44	217,800	300,600	351,500	380,300	406,900	432,200	491,500
45	219,200	302,200	353,400	382,100	408,800	433,900	494,200
46	221,000	303,900	355,200	383,500	410,600	435,700	496,500
47	222,700	305,500	357,000	385,000	412,400	437,700	498,800
48	224,500	307,200	358,700	386,600	414,300	439,700	501,100
49	226,100	308,100	360,100	388,000	416,100	441,600	503,200
50	227,800	309,600	361,400	389,200	417,600	443,400	504,600
51	229,400	311,100	362,800	390,400	419,100	445,200	506,100
52	230,900	312,700	364,200	391,500	420,700	446,900	507,500
53	232,200	314,300	365,500	392,600	422,300	448,700	508,700
54	233,800	315,900	366,400	393,800	423,600	450,200	
55	235,400	317,500	367,500	395,000	424,900	451,600	
56	236,900	319,000	368,600	396,100	426,100	453,100	
57	237,900	320,500	369,400	396,800	427,300	454,500	
58	239,400	321,700	370,300	397,500	428,600	455,800	
59	240,700	322,900	371,200	398,200	429,900	457,100	
60	241,900	324,100	372,100	398,900	431,100	458,300	
61	243,100	324,800	373,000	399,500	432,300	459,300	
62	244,100	325,700	373,800	400,100	433,100	460,000	
63	245,100	326,500	374,600	400,600	433,900	460,800	
64	246,100	327,300	375,400	401,000	434,700	461,500	
65	247,200	328,200	376,100	401,400	435,300	462,200	
66	248,100	328,600	376,800	401,700	436,000	463,000	
67	249,000	329,300	377,500	402,000	436,700	463,700	
68	250,000	330,100	378,200	402,300	437,400	464,300	
69	250,900	330,900	378,700	402,600	438,200	464,800	

70	252,200	331,600	379,300	402,900	439,000	465,400	
71	253,400	332,300	379,900	403,200	439,400	466,000	
72	254,700	333,000	380,600	403,500	440,100	466,600	
73	256,000	333,500	381,000	403,800	440,600	467,100	
74	257,400	334,100	381,700	404,100	441,000		
75	258,600	334,600	382,300	404,400	441,400		
76	259,800	335,200	382,900	404,700	441,800		
77	260,900	335,500	383,300	405,000	442,200		
78	262,100	336,000	383,900	405,300	442,600		
79	263,400	336,400	384,500	405,600	443,000		
80	264,500	336,900	385,100	405,900	443,300		
81	265,600	337,300	385,500	406,100	443,600		
82	266,600	337,800	386,000	406,400	444,000		
83	267,800	338,300	386,500	406,700	444,300		
84	268,900	338,800	387,100	407,000	444,600		
85	269,900	339,100	387,400	407,200	444,900		
86	270,900	339,500	387,800	407,500			
87	272,000	340,000	388,200	407,800			
88	273,100	340,400	388,600	408,000			
89	274,000	340,700	388,900	408,200			
90	275,000	341,100	389,200	408,500			
91	275,900	341,600	389,500	408,800			
92	277,000	342,000	389,800	409,000			
93	278,100	342,200	390,000	409,200			
94		342,600	390,300	409,500			
95		343,100	390,600	409,800			
96		343,500	390,800	410,000			
97		343,700	391,000	410,200			
98		344,100	391,300				
99		344,500	391,600				

	100		344,800	391,800				
	101		345,100	392,000				
	102		345,500	392,300				
	103		345,900	392,600				
	104		346,300	392,800				
	105		346,800	393,000				
	106		347,200					
	107		347,600					
	108		348,000					
	109		348,500					
	110		348,900					
	111		349,200					
	112		349,500					
	113		350,000					
再任用職員		215,200	255,200	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

第2条 上尾市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の5第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に改める。

(上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成22年上尾市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表1の項中「375,000」を「376,000」に改める。

第8条第1項の表給料月額(円)の項中「171,700」を「175,300」に改める。

第10条第4項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第4条 上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のよう

に改正する。

第10条第4項中「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の上尾市職員の給与に関する条例（次項及び附則第4項において「改正後の給与条例」という。）別表第1の規定並びに第3条の規定による改正後の上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（次項及び附則第4項において「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の表及び第8条第1項の表の規定は、令和4年4月1日から適用する。
- 3 改正後の給与条例第16条の5第2項の規定及び改正後の任期付職員条例第10条第4項の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の上尾市職員の給与に関する条例又は第3条の規定による改正前の上尾市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(市規則への委任)

- 5 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

提案理由

人事院勧告に準じて、市職員の給与改定を行いたいので、この案を提出する。

議案第 86 号

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

市長及び副市長の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

第 1 条 次に掲げる条例の規定中「100分の215」を「100分の225」に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和 44 年上尾市条例第 2 号）
第 5 条第 2 項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 44 年上尾市条例第 3 号）第 5 条第 2 項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和 44 年上尾市条例第 5 号）第 5 条第 2 項

第 2 条 次に掲げる条例の規定中「100分の225」を「100分の220」に改める。

- (1) 市長及び副市長の給与等に関する条例第 5 条第 2 項
- (2) 上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第 5 条第 2 項
- (3) 教育委員会教育長の給与等に関する条例第 5 条第 2 項

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例、上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例及び教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定は、令和 4 年 1 2 月 1 日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第 1 条の規定による改正後の市長及び副市長の給与等に関する条例、上

尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は教育委員会教育長の給与等に関する条例（以下「改正後の各条例」という。）の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の市長及び副市長の給与等に関する条例、上尾市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例又は教育委員会教育長の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、それぞれ改正後の各条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

市職員に支給する勤勉手当の支給割合の引上げに準じて、市長、副市長、議会の議員及び教育長に支給する期末手当の支給割合を引き上げたいので、この案を提出する。

議案第 87 号

上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市税条例の一部を改正する条例

上尾市税条例（昭和 30 年上尾市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が 1,000 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第 313 条第 3 項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第 4 項に規定する事業専従者に該当するものを除き、合計所得金額が 133 万円以下であるものに限る。次条第 1 項において同じ。）の氏名

第 36 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「あって、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が 900 万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第 53 条の 2 に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であって、合計所得金額が 95 万円以下であるものに限る。）をいう。第 2 号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であって退職手当等に係る所得を有しない者」を加え、同項中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「令和 15 年度」を「令和 20 年度」に、「令和 3 年」を「令和 7 年」に改める。

附則第 17 条の 2 第 3 項中「、第 37 条の 8 又は第 37 条の 9」を「又は第 37 条の 8」に改める。

附則第25条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附則第26条を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の上尾市税条例（以下「新条例」という。）第36条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の上尾市税条例（以下「旧条例」という。）第36条の3の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 新条例第36条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下「公的年金等」という。）について提出する新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第36条の3の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、個人の市民税に関し、住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長するほか、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 88 号

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上尾市国民健康保険税条例（昭和 30 年上尾市条例第 51 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項ただし書中「63 万円」を「65 万円」に改め、同条第 3 項ただし書中「19 万円」を「20 万円」に改める。

第 19 条第 1 項中「63 万円」を「65 万円」に、「19 万円」を「20 万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の上尾市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法施行令の一部改正を踏まえ、本市における国民健康保険税の賦課限度額を引き上げたいので、この案を提出する。

議案第 89 号

上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 5 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例（平成 25 年上尾市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 の項手数料の金額の欄第 1 号イ(ア)中「住戸のうち同時に申請された住戸の数」を「住戸数」に、「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同号イ(イ)から(ケ)までの規定中「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同号ウ(ア)中「（市長が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。(イ)から(キ)まで及び 3 の項手数料の金額の欄(1)ウにおいて同じ。）」を削り、同欄第 2 号イ中「申請住戸数」を「住戸数」に改め、同号ウ中「（市長が別に定めるものを除く。3 の項手数料の金額の欄(2)ウにおいて同じ。）」を削り、同表 3 の項手数料の金額の欄第 1 号イ及び第 2 号イ中「申請住戸数」を「住戸数」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年国土交通省令第 68 号）附則第 2 項及び第 4 項の規定によりなお従前の例によることとされた同令による改正前の都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号）別記様式第 7 による変更の認定の申請に係るこの条例による改正後の上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例（以下「新条例」という。）別表 3 の項の規定の適用については、同項手数料の金額の欄第 1 号イ(ア)中「住

戸数」とあるのは「申請に係る一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下この号において「申請住戸数」という。）」と、同号イ(イ)から(ケ)まで及び第2号イ中「住戸数」とあるのは「申請住戸数」とする。

- 3 市長が別に定める建築物に係る新条例別表3の項の規定の適用については、同項手数料の金額の欄第1号ウ(ア)中「床面積の合計」とあるのは「床面積の合計（市長が別に定める建築物については、共同住宅の共用部分の床面積を除く。(イ)から(ケ)までにおいて同じ。）」と、同欄第2号ウ中「共同住宅」とあるのは「共同住宅（市長が別に定めるものを除く。）」とする。

提案理由

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い、低炭素建築物新築等計画の認定の申請等に係る認定申請単位を改めたいので、この案を提出する。

議案第 90 号

伊奈町から消防事務の委託を受けることに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

伊奈町から消防事務の委託を受けることに伴う関係条例の整備に関する条例を次のように定める。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

伊奈町から消防事務の委託を受けることに伴う関係条例の整備に関する条例

(上尾市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正)

第 1 条 上尾市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（昭和 40 年上尾市条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「市の」を削る。

第 4 条の表上尾市東消防署の項中「緑丘一丁目」を「上尾市の区域のうち緑丘一丁目」に、「、上平中央三丁目」を「及び上平中央三丁目の区域並びに伊奈町の区域」に改め、同表上尾市西消防署の項中「愛宕三丁目」を「上尾市の区域のうち愛宕三丁目」に、「、西宮下四丁目」を「及び西宮下四丁目の区域」に改める。

(上尾市職員定数条例の一部改正)

第 2 条 上尾市職員定数条例（平成 23 年上尾市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 9 号中「267 人」を「328 人」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(上尾市職員の給与に関する条例の一部改正)

2 上尾市職員の給与に関する条例（昭和 30 年上尾市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び 3 項を加える。

(伊奈町から消防事務の委託を受けることに伴う経過措置)

22 令和 5 年 3 月 31 日において伊奈町の職員であった者で、当該職員

の任命権者の要請に応じ職員となるため退職し、引き続き同年4月1日に新たに職員となったもの（以下「旧伊奈町職員」という。）に係るこの条例に規定する職務の級及び号給又は給料月額並びにこれらの適用を受ける期間については、市長が定めるところにより決定する。

2 3 旧伊奈町職員に対する第17条第2項及び第3項の規定の適用については、旧伊奈町職員が令和5年4月1日前に伊奈町において地方公務員法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされていた期間（当該休職の原因である心身の故障の内容が明らかに異なるものを除く。）を同日以後に引き続き同号に掲げる理由に該当して休職にされた期間に通算するものとする。

2 4 前2項に定めるもののほか、旧伊奈町職員に対するこの条例の適用について必要な経過措置は、市長が定める。

（上尾市職員の分限に関する条例の一部改正）

3 上尾市職員の分限に関する条例（昭和30年上尾市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（伊奈町から消防事務の委託を受けることに伴う経過措置）

4 令和5年3月31日において伊奈町の職員であった者で、当該職員の任命権者の要請に応じ職員となるため退職し、引き続き同年4月1日に新たに職員となったもの（以下「旧伊奈町職員」という。）に係る条件付採用期間中の分限については、第2条から第5条までの規定の例による。

5 旧伊奈町職員が前項においてその例によることとされた第4条第1項の規定により令和5年4月1日以後に法第28条第2項第1号に掲げる理由に該当して休職にされた場合における当該休職の期間は、職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（昭和26年伊奈町条例第30号。以下「伊奈町分限条例」という。）第3条第1項の規定により定められた休職の期間（当該休職の原因である心身の故障の内容が明らかに異なるものを除く。）を通算するものとする。ただし、同項の規定により定められた休職の期間の末日から1年を超えた日以後に前項においてその例によることとされた第4条第1項の規定により法第28条第2項第1

号に掲げる理由に該当して休職にされた場合は、この限りでない。

6 令和5年3月31日において伊奈町の職員であった者で、当該職員の任命権者の要請に応じ職員となるため退職したものは、同年4月1日前に伊奈町分限条例第5条第1項の規定に基づきその職を失わないものとされた場合において、同日以後に引き続き同項の規定に基づきその職を失わないものとされた法第16条第1号の規定に該当するとき（禁錮の刑に処せられたときに限る。）は、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができるものとする。

7 前項の適用を受ける旧伊奈町職員は、令和5年4月1日において第6条第1項の規定に基づきその職を失わないものとする。

（上尾市火災予防条例の一部改正）

4 上尾市火災予防条例（昭和37年上尾市条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（伊奈町から消防事務の委託を受けることに伴う経過措置）

第7条 令和5年4月1日前に伊奈町の消防事務を上尾市に委託することに伴う関係条例の整備に関する条例（令和 年伊奈町条例第 号）第8条第1号の規定による廃止前の伊奈町火災予防条例（昭和37年伊奈町条例第45号。以下「旧伊奈町火災予防条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

2 令和5年3月31日において、旧伊奈町火災予防条例及び旧伊奈町火災予防条例の一部を改正する条例の附則に置かれた経過措置に関する規定の適用を受けている法律関係は、この条例により生じたものとみなす。この場合において、同規定中に適用を留保し、又は除外するものとして引用されている旧伊奈町火災予防条例の規定は、この条例の相当規定に読み替えるものとする。

3 令和5年4月1日前にした旧伊奈町火災予防条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお旧伊奈町火災予防条例の例による。

（上尾市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例の一部改正）

- 5 上尾市消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和39年上尾市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の見出し及び2項を加える。

（伊奈町から消防事務の委託を受けることに伴う経過措置）

- 2 令和5年3月31日において伊奈町の職員であった者で、当該職員の任命権者の要請に応じ職員となるため退職し、引き続き同年4月1日に新たに職員となったもののうち、同日前に発生した伊奈町の消防事務を上尾市に委託することに伴う関係条例の整備に関する条例（令和 年伊奈町条例第 号）第5条の規定による改正前の伊奈町消防賞じゅつ金及び殉職者特別賞じゅつ金条例（昭和59年伊奈町条例第14号。以下「旧伊奈町条例」という。）の規定に基づく賞じゅつ金の授与の対象となる理由に対し同日前に旧伊奈町条例の規定により賞じゅつ金が授与されていないものについては、旧伊奈町条例の例により賞じゅつ金を授与するものとする。

- 3 前項の規定によりその例によることとされた旧伊奈町条例の規定により賞じゅつ金を授与する場合にあっては、上尾市消防賞じゅつ金等審査委員会の審査を経るものとする。

（上尾市職員公務災害見舞金条例の一部改正）

- 6 上尾市職員公務災害見舞金条例（昭和48年上尾市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の1項を加える。

（伊奈町から消防事務の委託を受けることに伴う経過措置）

- 2 第4条及び第5条の規定にかかわらず、令和5年3月31日において伊奈町の職員であった者で、当該職員の任命権者の要請に応じ職員となるため退職し、引き続き同年4月1日に新たに職員となったものに係る同日前に発生した災害が、同日以後に第6条の規定に基づき公務上の災害又は通勤による災害と認定された場合であっても、当該職員又はその遺族に対する見舞金は、支給しない。

（上尾市職員の旅費に関する条例の一部改正）

7 上尾市職員の旅費に関する条例（昭和49年上尾市条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第1項の前に見出しとして「（施行期日等）」を付し、附則に次の1項を加える。

（伊奈町から消防事務の委託を受けることに伴う経過措置）

3 令和5年3月31日において伊奈町の職員であった者で、当該職員の任命権者の要請に応じ職員となるため退職し、引き続き同年4月1日に新たに職員となったものに対する第3条の規定は、同日以後に出発する旅行について適用する。

（上尾市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

8 上尾市職員の育児休業等に関する条例（平成4年上尾市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（伊奈町から消防事務の委託を受けることに伴う経過措置）

5 令和5年3月31日において伊奈町の職員であった者で、当該職員の任命権者の要請に応じ職員となるため退職し、引き続き同年4月1日に新たに職員となったものが同年3月31日までに育児休業法及び伊奈町職員の育児休業等に関する条例（平成4年伊奈町条例第7号）の規定により承認を受けた育児休業、育児短時間勤務及び部分休業で、同年4月1日以後の期間に係るものは、育児休業法の規定及びこの条例の相当規定により承認を受けたものとみなす。

（上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正）

9 上尾市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年上尾市条例第15号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。

（伊奈町から消防事務の委託を受けることに伴う経過措置）

第7条 令和5年3月31日において伊奈町の職員であった者で、当該職員の任命権者の要請に応じ職員となるため退職し、引き続き同年4月1日に新たに職員となったもの（以下「旧伊奈町職員」という。）に係る伊奈町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成7年伊奈町条例第4号。以下「伊奈町勤務時間条例」という。）の規定によりなされ

た同日以後の伊奈町の職員の休暇に係る承認その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた職員の休暇に係る承認その他の行為とみなす。

- 2 旧伊奈町職員が令和5年4月1日前に伊奈町勤務時間条例の規定により承認を受けた病気休暇で、同日以後の期間に係るものは、第17条の規定により承認されたものとみなす。
- 3 前項の場合における第13条第2項から第5項までの規定の適用については、令和5年4月1日前に伊奈町勤務時間条例の規定により承認を受けた病気休暇の期間を通算するものとする。
- 4 第13条第7項の規定は、旧伊奈町職員には適用しない。
- 5 旧伊奈町職員に対する第14条第2項第4号、第6号から第6号の3まで、第9号、第10号及び第13号の規定の適用については、令和5年4月1日前に伊奈町勤務時間条例の相当規定により承認を受けた特別休暇の取得に係る期間を通算するものとする。
- 6 旧伊奈町職員に対する第15条第1項の規定の適用については、令和5年4月1日前に伊奈町勤務時間条例の規定により承認を受けた介護休暇の期間を通算するものとする。
- 7 旧伊奈町職員に対する第15条の2第1項の規定の適用については、令和5年4月1日前に伊奈町勤務時間条例の規定により承認を受けた介護時間の期間を通算するものとする。
- 8 第1項から前項までに定めるもののほか、旧伊奈町職員に対するこの条例の適用について必要な経過措置は、市長が定める。

(上尾市消防法等関係手数料徴収条例の一部改正)

- 10 上尾市消防法等関係手数料徴収条例(平成12年上尾市条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(伊奈町から消防事務の委託を受けることに伴う経過措置)

- 3 令和5年4月1日前に伊奈町の消防事務を上尾市に委託することに伴う関係条例の整備に関する条例(令和 年伊奈町条例第 号)第6条の規定による改正前の伊奈町手数料条例(平成12年伊奈町条例第10号)の規定により納付された手数料の還付については、この条例の相当規定により手数料が納付されたものとみなして、第3条第2項の規定を

適用する。

提案理由

伊奈町から消防事務の委託を受けることに伴い、上尾市東消防署の管轄区域に伊奈町の区域を加え、伊奈町の消防職員を上尾市の消防職員とするため職員の定数を改めるほか、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 9 1 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

- (1) 上尾市民体育館
- (2) 上尾市平塚サッカー場

2 指定管理者となる団体

上尾スポーツパートナーズ

代表団体 東京都中央区日本橋堀留町二丁目 1 番 1 号
シンコースポーツ株式会社

代表取締役 石 崎 健 太

構成団体 さいたま市大宮区浅間町 2 丁目 2 4 4 番地 1
毎日興業株式会社

代表取締役 田 部 井 良

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

上尾市民体育館及び上尾市平塚サッカー場の管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議案第 92 号

公の施設の指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設の指定管理者を指定することについて、議決を求める。

令和 4 年 1 2 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

記

- 1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称
上尾市コミュニティセンター
- 2 指定管理者となる団体
上尾市大字菅谷 1 6 番地
公益財団法人上尾市地域振興公社
理事長 井 上 建 一
- 3 指定の期間
令和 5 年 4 月 1 日から令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで

提案理由

上尾市コミュニティセンターの管理に関し、指定管理者を指定したいので、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議案第 93 号

上尾伊奈資源循環組合規約に関する協議について

令和 5 年 4 月 1 日から、上尾市及び伊奈町のごみ処理に関する事務を共同処理するため、上尾伊奈資源循環組合を設置することに関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 2 項の規定により協議により別紙規約を定めることについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 12 月 5 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

上尾伊奈資源循環組合を設置することに関し、地方自治法第 284 条第 2 項の規定により協議により別紙規約を定めたいので、同法第 290 条の規定により、この案を提出する。

別紙

上尾伊奈資源循環組合規約

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条－第 4 条）
- 第 2 章 議会（第 5 条－第 7 条）
- 第 3 章 執行機関（第 8 条－第 1 2 条）
- 第 4 章 経費（第 1 3 条）

附則

第 1 章 総則

（組合の名称）

第 1 条 この組合は、上尾伊奈資源循環組合（以下「組合」という。）という。

（組合を組織する地方公共団体）

第 2 条 組合は、上尾市及び伊奈町（以下「関係市町」という。）をもって組織する。

（組合の共同処理する事務）

第 3 条 組合は、次に掲げる事務を共同処理する。

- (1) ごみ広域処理施設（組合が成立する際現に関係市町が設置している施設を除く。）の建設及び稼働後の管理運営に関すること。
- (2) ごみ広域処理に係る計画の策定及びこれに附帯する事務に関すること。

（組合の事務所の位置）

第 4 条 組合の事務所は、伊奈町内に置く。

第 2 章 議会

（組合議員の定数及び選挙の方法）

第 5 条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、8 人とし、次の各号に掲げる関係市町の区分ごとに、当該各号に定める人数とする。

- (1) 上尾市 6 人
- (2) 伊奈町 2 人

2 組合議員は、関係市町の議会においてその議会の議員のうちからこれを選挙する。

(組合議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、関係市町の議会の議員の任期による。

(組合議員の補欠選挙)

第7条 組合議員に欠員を生じたときは、速やかに補欠選挙を行わなければならない。

第3章 執行機関

(管理者及び副管理者の設置及び選任の方法)

第8条 組合に、管理者及び副管理者各1人を置く。

2 管理者及び副管理者は、関係市町の長の協議により、関係市町の長のうちからこれを定める。

(管理者及び副管理者の任期)

第9条 管理者及び副管理者の任期は、関係市町の長の職にある期間とする。

(管理者及び副管理者の職務)

第10条 管理者は、組合を統括し、及び代表し、並びに組合の事務を管理し、及び執行する。

2 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

(職員)

第11条 第8条第1項に定める者を除くほか、組合に会計管理者その他の職員を置き、管理者がこれを任免する。

2 前項の職員の定数は、組合の条例でこれを定める。

(監査委員)

第12条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が、組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者のうちから選任する。

3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては当該組合議員の任期によるものとし、識見を有する者のうちから選任される者にあつては4年とする。

第4章 経費

(経費の支弁の方法)

第13条 組合の経費は、組合の事業又は財産から生ずる収入、使用料、手

数料その他の収入をもって支弁し、なお不足があるときは、別表に定める負担割合をもって関係市町が負担する。ただし、ごみ広域処理施設の供用開始の日以後に生じた組合の責任において実施する大規模な改修等に係る経費の負担については、組合及び関係市町において協議の上、別に定める。

- 2 組合の事業又は財産から生ずる収入、使用料、手数料その他の収入をもって組合の経費を支弁するときは、まずごみ広域処理施設の建設又は管理運営に係る経費に充てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和5年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 組合議員の選出その他この規約を施行するために必要な準備行為は、この規約の施行前においても行うことができる。

(組合の事務所の位置に係る経過措置)

- 3 第4条の規定にかかわらず、ごみ広域処理施設の供用開始の日の前日までの間は、組合の事務所は、上尾市内に置くことができるものとする。

(経費の支弁の方法に係る経過措置)

- 4 ごみ広域処理施設の供用開始の日の属する年度における組合の経費（ごみ広域処理施設の管理運営に係る経費に限る。）の負担割合に係る別表の規定の適用については、同表中「ごみ量割」とあるのは、「人口割」と読み替えるものとする。

別表（第13条関係）

発生期日	経費区分	負担割合
組合成立の日以後	議会の運営に係る経費	議員定数割
	組合の運営に係る経費	均等割
組合成立の日からごみ広域処理施設の供用開始の日の属する年度の末日まで	ごみ広域処理施設の建設準備に係る経費	均等割
	ごみ広域処理施設の建設工事に係る経費	20%を均等割、 80%を人口割

ごみ広域処理施設の供用開始の日の属する年度の初日以後	ごみ広域処理施設の管理運営に係る経費	15%を均等割、 85%をごみ量割
----------------------------	--------------------	----------------------

備考

- 1 「組合の運営に係る経費」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 総務費のうち、一般管理費、公平委員会費及び監査委員費
 - (2) 前号に掲げるもののほか、組合の組織の運営に必要と認められる経費
- 2 「ごみ広域処理施設の建設準備に係る経費」とは、次に掲げるものをいう。ただし、ごみ広域処理施設の建設工事に関する費用を除く。
 - (1) 衛生費のうち、施設建設費
 - (2) 前号に掲げるもののほか、ごみ広域処理施設の建設準備に必要と認められる経費
- 3 「ごみ広域処理施設の管理運営に係る経費」とは、次に掲げるものをいう。
 - (1) 衛生費のうち、施設運営費
 - (2) 前号に掲げるもののほか、ごみ広域処理施設の管理運営に必要と認められる経費
- 4 人口割の基礎となる人口は、経費が発生した年度の前年度の1月1日時点の住民基本台帳に記録されている者の数による。
- 5 ごみ量割の基礎となるごみの量は、経費が発生した年度の前年度に組合のごみ広域処理施設に搬入された一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に規定する一般廃棄物をいう。）の量による。

諮問第 1 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求
める。

令和 4 年 1 2 月 5 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

大 山 和 俊

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

人権擁護委員藤波政明氏の任期は、令和 5 年 3 月 3 1 日で満了となるが、
後任の人権擁護委員の候補者として大山和俊氏を推薦したいので、人権擁
護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

諮問第 2 号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求
める。

令和 4 年 1 2 月 5 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

記

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

鈴 木 宏 明

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

提案理由

人権擁護委員野田正氏の任期は、令和 5 年 3 月 3 1 日で満了となるが、
後任の人権擁護委員の候補者として鈴木宏明氏を推薦したいので、人権擁
護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

諮問第3号

人権擁護委員の候補者の推薦につき議会の意見を求めることについて
下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を
求める。

令和4年12月5日提出

上尾市長 畠山 稔

記

○○○○○○○○○○○○○○○○

野口佳織

○○○○○○○○○○

提案理由

人権擁護委員千葉ふみ子氏の任期は、令和5年3月31日で満了となる
が、後任の人権擁護委員の候補者として野口佳織氏を推薦したいので、人
権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

